

# 土に親しむ広場利用ガイド



戸田市

## はじめに

土に親しむ広場は、市民の皆さんが協力し合い、楽しく土に親しむことを目的とする農園です。このガイドを必ず確認し、遵守してください。

## 区画を利用できる人

- ( 1 ) 戸田市民
- ( 2 ) 利用承認を受けた本人 名義貸しは禁止です
- ( 3 ) 利用ガイドを必ず遵守できる方

## 利用期間

原則、3月1日から翌年2月末日までの1年間

2回の更新が可能ですので、最長3年間利用できます。  
ただし、都合により利用期間中に広場を閉鎖する場合は、市が指定する日までとなります。

## 利用承認の取り消し

次の場合は、利用承認を取り消します。

- ( 1 ) 維持管理料を納付しないとき
- ( 2 ) 営利を目的として利用していると認められたとき
- ( 3 ) 草花、野菜の栽培以外の目的で利用しているとき
- ( 4 ) 利用区画を未使用のまま、長期間放置しているとき

電話、手紙で注意をします。手紙を出してから1ヶ月間、利用者からの返事がない場合は区画の利用承認を取り消します。

- ( 5 ) 広場内に工作物を設置したとき
- ( 6 ) 利用区画の名義を貸したとき
- ( 7 ) 禁止行為に対する注意に従わないとき

3ページ必読

## 水道

- ( 1 ) 節水を心掛けてください。
- ( 2 ) 広場利用以外の目的で使わないでください。
- ( 3 ) 農具等を洗う時は土を落としてから水洗いしてください。

## 禁止行為

- (1) 広場のごみを放置や近隣のごみ置き場等に捨てる行為
- (2) 広場周辺の路上駐車  
警察に通報されますので絶対にしないでください
- (3) 広場にペットを連れてくること
- (4) 広場に適しない樹木等の栽培
- (5) 広場施設等を損傷、または、汚損すること  
損害賠償の対象となりますので、お気を付けください
- (6) 広場の柵やフェンスに野菜のつるを這わせること
- (7) 鶏糞等のおいの強いたい肥を使うこと
- (8) 除草剤の使用
- (9) 野焼き等、火を使う行為
- (10) 高さが2 m以上になる作物の栽培
- (11) 区画の交換
- (12) 区画ロープの移動等、区画形状の変更
- (13) 他の区画から土を持ち出すこと
- (14) 他の利用者や周辺住民に迷惑となる行為
- (15) コンポスター（生ごみ堆肥化容器）の使用

## 栽培時の注意

- ( 1 ) 栽培方法等についての問い合わせは、市では回答できません。
- ( 2 ) 農具等は自分の区画内に置いてください。
- ( 3 ) 支柱を組んでの野菜の栽培、トウモロコシなどの背丈の高くなる作物を栽培する時は、区画の中央に寄せるなど、隣の区画が日陰にならないよう配慮してください。周囲の迷惑になっていると市が判断した場合、収穫前であっても撤去していただく場合があります。
- ( 4 ) 農薬の使用は、使用基準濃度を守ってください。使用する際は風のないこと、周囲に人がいないことを確認してください。農薬の飛散で作物等に影響が及ぶ可能性がありますので、十分注意してください。
- ( 5 ) 夏は特に雑草が生えやすいので、定期的に除草してください。

## 7 区画の返還

区画を原状回復してから返還してください。

(更地にして地中に作物やごみが埋まっていない状態)



## 8 個人情報の取扱い

市は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を厳守し、市の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱います。

## 9 その他

(1) 住所、電話番号に変更があった場合は、速やかに市まで連絡してください。

(2) 市は、災害等により生じた農作物等の損害や盗難についての責任を負いません。



お問い合わせ先

〒335-8588

埼玉県戸田市上戸田 1-18-1

048-441-1800 (内線 397)

戸田市役所 経済戦略室 労働農政担当